

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人島根県障害者スポーツ協会(以下「本協会」という。)定款第4条第2号に規定する事業のうち、障がい者スポーツに関して貢献したものと優秀な成果をあげたものに対し本協会理事長(以下「理事長」という。)がこれを表彰し、又は感謝することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 功労賞

多年にわたり協会の事業又はスポーツ活動に貢献したもの

(2) 優秀選手・優秀チーム賞

各種大会に積極的に参加し、優秀な成績又は優秀な成果をあげたもの

(感謝の対象)

第3条 理事長が感謝の意を表するものは、障がい者スポーツ活動に積極的に協力し、その功績が顕著な個人又は団体を対象とする。

(表彰・感謝の方法)

第4条 表彰及び感謝は、しまね県民福祉大会等においてこれを行う。

2 表彰及び感謝は、本協会理事長が表彰状又は感謝状を贈りこれを行う。

3 理事長は、前項の表彰状又は感謝状に併せ記念品を贈ることができる。

(表彰・感謝候補者の推薦)

第5条 障がい者スポーツに関係する機関・団体の代表者は、この規定に定める表彰又は感謝に該当すると認められるものを候補者として、別に定める様式により理事長に推薦するものとする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、この候補者を推薦することができる。

(表彰審査委員会)

第6条 表彰を審査するための審査委員会を置き、委員は理事長が委嘱する。

2 前項の表彰審査会は障害者スポーツに関係する機関・団体の代表者及び理事長から提出された推薦調書により審査し、理事長に答申するものとする。

(補 則)

第7条 この規程の施行のために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。